

# 森づくりグループ活動支援事業実施要領

## 1 趣 旨

豊かな森林を次世代に継承していくためには、森林からの恩恵を受けている県民が、森林を守り育て活かす取組み（県民参加の森づくり）に主体的に参加する機運醸成と参加の場の提供が重要です。

県民の森づくり活動への更なる参加促進を図るため、「県民参加の森づくり」の取組の主体となっている団体が森林整備や森林環境教育などの活動を行う場合、その活動を支援します。

## 2 助成の対象となる活動の内容

1) 県民が主体的に参加して行う次の①及び②の活動とする。

### ①森林整備

植栽、下刈り、除伐・間伐、枝落し作業、歩道整備等

### ②森林環境教育

2) 年間の活動数は、別表の活動回数を必須とする。

## 3 助成対象団体

助成の対象となる団体は次の全ての条件を満たす団体とする。

- 1) 森づくり活動に取り組む非営利の法人及び任意団体
- 2) 構成員が5人以上の団体

## 4 助成対象経費及び助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

## 5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体（以下「助成希望団体」という。）は、**交付申請書（様式1）**等を公益財団法人静岡県グリーンバンク理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。

また、助成希望団体の責任において、当年度の4月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。

なお、助成申請書を審査した結果、実施済の事業が交付金の対象とならない場合があっても異議を申し立てないこと。

1) 提出書類 各一部

### ① 交付申請書（様式1）

### ② 「森づくり県民大作戦」**エントリーシート**（県から返送されたものの写し）

### ③ 「静岡森づくり貢献認定証」の写し（マスター、アドバンス、エンジョイタイプの助成限度額を希望する場合）

2) 提出期限：別に定める日まで

## 6 交付の決定及び通知

理事長は、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し、助成希望団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定する場合がある。

## 7 助成金交付の条件

理事長は、交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付することができる。

助成金交付の決定を受けた団体（以下「助成決定団体」という。）は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

## 8 実績の報告

助成決定団体は、助成対象の活動完了後、**実績報告書（様式2）**等を理事長に提出するものとする。

1) 提出書類 各1部

- ① 実績報告書（様式2）
- ② 支出に関する領収書等の写し
- ③ 活動成果の整理表（様式7）
- ④ 活動の状況写真
- ⑤ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

2) 提出期限

活動完了の日から 15 日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の**2月末日**のいずれか早い日までとする。

なお、止むを得ず**2月末日まで**活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。ただし、助成金にかかる**支出は2月15日までに**完了させるものとする。

## 9 助成金の額の確定

理事長は、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定するものとする。また、確定した助成金額が交付決定額と同額の場合は、確定通知を省略することができる。

助成対象として認められない経費や**証拠書類等で確認できない支出等**がある場合は、決定額を減額して助成額を確定するとともに、前払いを行っている場合は、助成決定団体に対し返還を求めるものとする。

## 10 助成金の交付

理事長は、5の交付申請書及び8の実績報告書に記載された請求額を支出するものとする。

なお、6により決定した助成額又は9により確定した助成額が請求額と異なる場合は、決定又は確定した助成額を支払うものとする。

## 1 1 団体による情報発信

この事業は緑の募金を活用していることから、助成決定団体は活動に当たって「緑の募金の幟」を設置するとともに、自らも情報発信に努めること。

また、助成決定団体は、グリーンバンクからの要請に応じて、グリーンバンクだより、緑の募金だより等用の被写体の了解が得られた写真データを提出すること。

## 1 2 助成限度額にかかる調整

同年度に「県民参加の森づくり推進事業」にも申請する場合は、2つの事業の申請額の合計は、それぞれの事業の助成限度額のいずれか大きな方の額を上限とするものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年度の事業から適用する。

この改正は、平成27年度の事業から適用する。

この改正は、平成28年度の事業から適用する。

この要領は、平成29年度の事業から適用する。

この要領は、平成30年度の事業から適用する。

この要領は、平成31年度の事業から適用する。

この要領は、令和2年度の事業から適用する。

この要領は、令和3年度の事業から適用する。

この要領は、令和4年度の事業から適用する。

この要領は、令和5年度の事業から適用する。

この要領は、令和6年度の事業から適用する。

## 「別表」 【森づくりグループ活動支援推進事業】

### 1 助成の対象となる経費

助成金の対象となる経費の詳細は、「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと。

科目	区分	摘要
森林整備活動費 森林環境教育費 資機材費	苗木代	農作物や花の苗、種、球根は対象外
	資機材購入費	チェーンソー、草刈り機等(※) 鎌、鉋、のこぎり、くわ、ヘルメット等
	消耗品費	苗木の支柱、チェーンソー等の替刃、救急薬品、教材、材料費等
	借上げ料	資機材運搬車両、施設使用料等
	燃料費	チェーンソー等の燃料代
	保険料	傷害保険
	印刷製本費	資料、チラシ等のコピー代等
	通信費	切手(参加者募集用)、振込料
	指導者謝金	外部の講師・指導者に限る
	その他	
情報発信費	—	実施した森づくり活動をSNSやホームページで情報発信するにかかる募金事業細則で定めた経費

※ チェーンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

a チェーンソー : 50千円/台(差額は活動団体負担)

b 刈り払い機 : 35千円/台(差額は活動団体負担)

c その他の機械 : 30千円/台(差額は活動団体負担)

### 2 助成の限度額

一団体当たり助成額は、次のとおりとする。

年間の活動回数の条件	左の内、「森づくり県民大作戦」参加回数	助成限度額	静岡森づくり貢献制度認定加算額
5回以上	3回以上	10万円	5万円
10回以上	3回以上 内1回は公募	20万円	5万円